

議案第78号

飛騨市指定金融機関の指定の変更について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、飛騨市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため指定する金融機関を次のように変更する。

1 指定金融機関の名称及び所在地

変更前 飛騨農業協同組合 高山市冬頭町1番地1

変更後 飛騨信用組合 高山市花岡町一丁目13番地1

2 指定の期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日

令和2年6月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也